

○ウェルカムあまぎ引越費用補助金交付要綱

令和4年4月1日要綱第1号

ウェルカムあまぎ引越費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天城町への移住定住を促進し、地域コミュニティの維持と活力ある地域社会を実現するために、本町に移住する際に、その引越費用の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、天城町補助金等交付規則（平成27年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において引越費用とは、島外から本町へ引越をする際に要した費用のうち引越業者等へ支払った費用及び自動車等海上輸送費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本町へ移住する世帯の代表者とし、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 町民であった者が町外に転出し、連続して5年以上町外で生活した後、再び本町に住民登録した者又は町外出身者で新たに本町に住民登録した者
- (2) 島外から転入した者（山海留学を含む。）
- (3) 本町に住民登録した後、継続して3年以上居住する意思を有している者
- (4) 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う者でないこと。
- (5) 転勤のために転入した者でないこと。
- (6) 町税等を滞納していない者
- (7) 自治会に属し、町民として地域の活動に積極的に参加し、地域住民と協調して地域活性化に継続して寄与することができる者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助をうけていない者
- (9) 外国人移住者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者
- (10) 国、県、市町村が実施している他の補助金と重複しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 本人及び同一の世帯に属する者が、天城町暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第4号及び第5号に該当しないこと。
- (2) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、生活用品を搬送するために支払った引越費用（支払日が本町の住民となった日から起算して前後30日以内のものに限る。）とする。ただし、転入前及び転入後の勤務先等が負担した引越手当等は、対象経費から除外する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の対象経費の2分の1以内とし、5万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本町の住民となった日から起算して60日以内にウェルカムあまぎ引越費用補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
 - (2) 引越に係る領収書の写し
 - (3) 勤務先から支払われた引越手当等が確認できる書類の写し(必要な場合)
 - (4) 世帯全員の住民票の写し
 - (5) 町税等完納証明書
 - (6) 自治会加入証明書(様式第3号)
 - (7) 外国人移住者については在留カードの写し(表・裏)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び確定)

第7条 町長は、補助金の交付又は不交付を決定をしたときは、ウェルカムあまぎ引越費用補助金交付決定兼確定(不交付)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、ウェルカムあまぎ引越費用補助金交付請求書(様式第5号)により、町長に補助金の交付請求をするものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付後、第3条に掲げる補助金の交付対象者の要件を満たさなくなった場合は、次のとおり補助金の一部又は全部の補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請が明らかになった場合 全額返還
- (2) 本町の住民となった日から起算して3年未満で転出した場合 全額返還
- (3) その他重大な事由が明らかになった場合は、協議の上、返還を命ずる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。